

障害者福祉課

## 多様な意思疎通のための手段の利用促進及び言語としての 手話の普及に向けた取組について

障害の個々の特性に応じた多様な意思疎通のための手段の利用を促進するとともに、手話を言語として認識し、その普及を図ることを目的として、区民や事業者にも協力を求め、区の障害者福祉施策の充実を図るため、新たな条例の制定に向けて検討を進めます。

### 1 背景

国は、平成18年国連総会において採択された、障害者の差別禁止や障害者の尊厳と権利の保障を義務づけた「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成23年の障害者基本法の改正や平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」という。）の施行など国内法を整備してきました。

東京都においては、平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を施行し、民間事業者へも「合理的配慮の提供」の義務化など取組を進めています。

区においても、平成32年の障害者支援ホーム南麻布等の竣工に伴い、障害者福祉施策の推進を図ります。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やその先の地域社会を見据え、障害特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進や手話言語が普及するよう、施策の充実を図り、障害の有無に関わらず、地域で安心して暮らすことができる社会を実現する必要があります。

### 2 これまでの主な取組

障害者が心豊かに社会生活を営むために、自らの意思を明確に伝え、日常生活を送ることは重要なことです。そうしたことから区では、障害者差別解消法の啓発マンガや事例集を作成し、心のバリアフリーを推進するとともに、聴覚障害者への代理電話サービスやICTを活用した遠隔手話通訳サービス、手話通訳者の窓口配置、視覚障害者への声の広報やデージー図書の普及など、意思疎通のための手段の確保に向けて積極的に取り組んできました。

また、全国手話言語市区長会に設立当初の平成28年6月から加入し、情報交換等を積極的に行うとともに、国における手話言語法制定について要望しています。

### 3 新たな条例の制定の意義

区は、平成 28 年の差別解消法施行を契機に、代理電話サービス等のこのような障害者福祉施策の取組を推進してきました。一方、障害には様々な特性があり、また、手話をはじめとする意思疎通のための手段や配慮も個々の状況によって異なることから、区民や事業者の間に障害者への配慮手段や障害種別ごとの対応方法など十分には、浸透していないことが障害者にとって不便や不安を感じる障壁となり、日常生活における課題となっています。

このような、障害者にとっての障壁となるバリアを解消するためには、行政の取組だけでは、その広がりに限界があります。その状態を解消するため、区民や事業者の協力が必要であり、社会全体で障害者の権利を擁護していくことが不可欠です。

区民や事業者など、地域のすべての人々が共生社会の担い手となり、障害特性に応じた円滑な意思疎通の促進や言語としての手話の普及を図り、障害のある人もない人も、すべての人が自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すために、新たな条例を制定する必要があります。

#### 港区のめざす状態

##### (1) 多様な意思疎通の促進

障害特性に応じた意思疎通のための多様な手段が提供され、その手段を障害者が自ら選択し、日常的に利用できること。また、区民や事業者も個々の障害特性を理解し、的確な対応ができること。

##### (2) 言語としての手話の普及

聴覚障害者が日常的に使う手話が言語として認識され、区民や事業者が聴覚障害者と会話する手段として日常的に利用されるよう配慮すること。

##### (3) 区民や事業者の協力による普及啓発及び理解促進

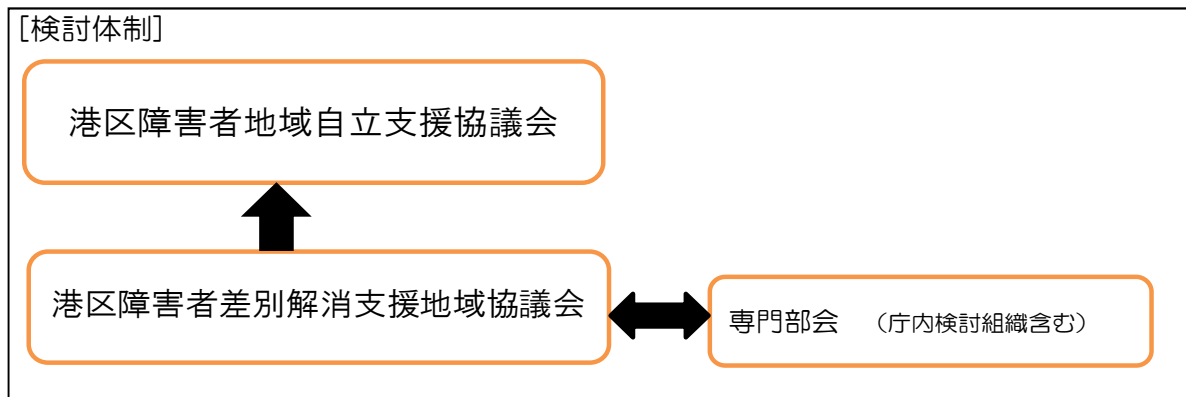
区民や事業者と区が共に協力しながら、障害者の意思疎通の手段を確保することに努め、障害のある人もない人も相互に、心のバリアフリーの理解が促進されること。

区では、平成 32 年の障害者支援ホーム南麻布や児童発達支援センターの竣工、精神障害者地域活動支援センター「あいは一と・みなと」の改築に伴う短期入所の整備により、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別すべてにおいて、障害者全体の地域生活支援拠点が整うこととなります。

この拠点整備が充実する機を捉えて、さらに障害者の意思疎通手段の確保・提供機会の充実、言語としての手話の普及による心のバリアフリーを推進します。

#### 4 条例制定に向けた検討体制

新しい条例の制定に向けた検討体制として、港区障害者差別解消支援地域協議会に、専門部会を新たに設け、条例骨子案を作成します。作成にあたっては、障害者団体から、丁寧なヒアリングを重ねるとともに、港区障害者計画を総合的かつ計画的に管理し、公募区民も委員としている港区障害者地域自立支援協議会において審議します。また、パブリック・コメントを実施し、広く区民意見を募って反映させます。



#### 5 今後のスケジュール（予定）

- |       |           |                            |
|-------|-----------|----------------------------|
| 平成31年 | 1月下旬      | 港区障害者差別解消支援地域協議会・専門部会での審議  |
|       | 2月上旬      | 港区障害者地域自立支援協議会での審議         |
|       | 3月下旬      | 保健福祉常任委員会（条例制定に向けた基本的考え方）  |
|       | 4月上旬      | 広報みなと及び区のホームページに掲載         |
|       | 4月中旬～5月下旬 | パブリック・コメント及び区民説明会          |
|       | 6月        | 保健福祉常任委員会（パブリック・コメントの結果説明） |
|       | 9月        | 平成31年第3回港区議会定例会（新規条例）      |

# 障害特性に応じた意思疎通のための手段

